

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項	
				4.1	4.1 一般事項	
				4.1.3	4.1.3 機器の設計及び構造 機器は、通常動作状態、異常動作状態、及び単一故障状態の下で、傷害、又は火災における物損の可能性を減少させるためのセーフガードを備えるように設計し、構成しなければならない。 傷害を引き起こす可能性がある機器の部分は、アクセス可能になってはならず、また、アクセス可能部分は、傷害を引き起こす要因になってはならない。	
				4.3	4.3 エネルギー源に対する保護 危険エネルギー源に対する保護のため、適切なセーフガードを備えなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項	
				4.6	4.6 導体の固定	
				4.6.1	4.6.1 要求事項 導体が移動することによって、セーフガードが無効にならないようにしなければならない。	
				4.10	4.10 コンポーネントの要求事項	
				4.10.2	4.10.2 スイッチ及びリレー PS3回路にある、又はセーフガードとして使用するスイ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書G G.1 G.1.2 G.4 G.4.3 G.5 G.5.4 G.5.4.9 G.7 G.7.1	<p>タッチ及びリレーは、それぞれこの規格の要求に適合しなければならない。</p> <p>附属書G コンポーネント</p> <p>G.1 スイッチ</p> <p>G.1.2 要求事項</p> <p>スイッチは、主電源コードに取り付けてはならない。</p> <p>G.4 コネクタ</p> <p>G.4.3 主電源コネクタ以外のコネクタ</p> <p>主電源接続用途以外のコネクタは、これに対応するプラグが主電源コンセント又は機器用カプラに接続できない形状をもつように設計しなければならない。</p> <p>G.5 巻線コンポーネント</p> <p>G.5.4 モーター</p> <p>G.5.4.9 直巻モーターに対する試験方法及び適合性</p> <p>規程の試験を行った後、巻線及び接続部に緩みが生じることがなく、かつ、全てのセーフガードが機能していなければならない。</p> <p>G.7 主電源コード</p> <p>G.7.1 一般事項</p> <p>主電源コードは、シース付きのもので、かつ、規定の要求事項に適合しなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				G.7.3	G.7.3 非着脱式電源コードに対するコード留め及びスト レインリリーフ	
				G.7.3.2	G.7.3.2 コードストレインリリーフ	
				G.7.3.2.3	G.7.3.2.3 コードシース又は外装の位置 コード又はケーブルのシース又は外装は、基礎セーフガ ードからコード又はケーブルの直径の規定の値以上、機 器の内部に入っていないなければならない。 適否は、検査によって判定する。	
				G.7.6	G.7.6 電源配線用スペース	
				G.7.6.2	G.7.6.2 より線	
				G.7.6.2.1	G.7.6.2.1 要求事項 より線の導体に接触圧が加わる場所では、より線の終端 部を溶融はんだで固めてはならない。	
				G.14	G.14 コンポーネントの端子のコーティング	
				G.14.1	G.14.1 要求事項 端子部の機械的配置及び剛性は、機器の組立て、その後 の使用及び通常の手扱いにおいて適正であり、端子部は コーティングにひび割れが発生したり、導電部間の分離 距離が規定の値未満になるような変形を受けたりしない ものでなければならない。	
				附属書M	附属書M 電池を含んだ機器、及びその保護回路	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				M.4	M.4 可搬形リチウム二次電池を含む機器に対する追加セーフガード	
				M.4.1	M.4.1 一般事項 機器内に一つ以上の可搬密閉形のリチウム二次電池を含み、この電池で動作するように設計した機器は、この箇条の要求事項に従わなければならない。	
				M.4.2	M.4.2 充電セーフガード	
				M.4.2.1	M.4.2.1 要求事項 通常動作状態、異常動作状態、又は単一故障状態の下で、リチウム二次電池のそれぞれのセルの充電電圧及び充電電流は、それぞれ指定最大充電電圧及び指定最大充電電流を超えてはならない。 異常動作状態の下で、電池の充電回路は、規定の条件を満たさなければならない。	
				附属書P	附属書P 導電物に対するセーフガード	
				P.1	P.1 一般事項 電池の保護回路によって制御する全ての要素は、関連するJIS又はIEC規格の電池規格に規定する範囲内で行わなければならない。さらに、次の全てに適合しなければならない。 — 電池からの最大電流は、電池の仕様範囲内になけれ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<p>ばならない。</p> <p>－ 規定の試験中、電池の温度は電池製造業者が指定する許容温度を超えてはならない。</p>	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.4 4.4.5  4.10 4.10.1  箇条5 5.4 5.4.12 5.4.12.4	箇条4 一般要求事項 4.4 セーフガード 4.4.5 安全インタロック 別途規定しない限り、安全インタロックを次のいずれかの保護のためのセーフガードとして用いる場合、安全インタロックは、規定の条件に適合しなければならない。 － 一般人に対するクラス2又はクラス3のエネルギー源 － 教育を受けた人に対するクラス3エネルギー源 4.10 コンポーネントの要求事項 4.10.1 遮断デバイス 主電源に接続する機器は、規定の遮断デバイスを備えなければならない。 箇条5 電氣的要因による傷害 5.4 絶縁材料及び要求事項 5.4.12 絶縁液体 5.4.12.4 絶縁液体の容器 絶縁液体の容器は、密封構造部分がある場合、圧力開放手段を備えなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.5	絶縁液体の容器は、密封構造部分に対して、規定の条件に適合しなければならない。 有害物質でもあり考えられる絶縁液体の容器は、規定の要求事項にも適合しなければならない。 5.5 セーフガードとしてのコンポーネント	
				5.5.9	5.5.9 屋外機器のコンセントの保護 一般用途の電源コンセントにつながる主電源には、定格感度電流が既定の値以下の漏電遮断器 (RCD) を用いなければならない。	
				5.6	5.6 保護導体	
				5.6.4	5.6.4 保護ボンディング導体への要求事項	
				5.6.4.2	5.6.4.2 保護電流定格の決定	
				5.6.4.2.4	5.6.4.2.4 電流制限デバイス及び過電流保護デバイス 電流制限デバイス又は過電流保護デバイスは、故障して低抵抗状態になる可能性があるコンポーネントと並列に接続してはならない。	
				箇条8	箇条8 機械的要因による傷害	
				8.5	8.5 運動部分に対するセーフガード	
				8.5.1	8.5.1 要求事項 機器の運動部分による傷害の可能性を減少させるためのセーフガードは、次による。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.5.4	安全インタロックをセーフガードとして用いる場合、運動部分のエネルギーは、その部分がアクセス可能になる前に、規定の状態に減少しなければならない。	
				8.5.4.2	8.5.4 運動部分をもつ特別な種類の機器	
				8.5.4.2.3	8.5.4.2 MS3部分のワークセルをもつ機器	
					8.5.4.2.3 非常停止システム	
					人がワークセルに完全に入ることができる機器の場合、非常停止システムは、少なくともワークセルの外側に一つ、ワークセル内に一つ、合計二つ以上の非常停止制御を備えなければならない。	
				附属書G	附属書G コンポーネント	
				G.3	G.3 保護デバイス	
				G.3.1	G.3.1 サーマルカットオフ	
				G.3.1.1	G.3.1.1 要求事項	
					セーフガードとして用いるサーマルカットオフは、規定の要求事項に適合しなければならない。	
				附属書H	附属書H 呼出シグナルに関する判断基準	
				H.3	H.3 方法B	
				H.3.1	H.3.1 呼出シグナル	
				H.3.1.1	H.3.1.1 周波数	
					呼出シグナルの基本周波数は、規定の値以下でなければ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				H.3.1.2	<p>ならない。</p> <p>H.3.1.2 電圧</p> <p>規定の抵抗器両端で測定したとき、呼出シグナル電圧はピーク対ピーク、対地電圧のピークはそれぞれ規定の値未満でなければならない。</p>	
				附属書K	附属書K 安全インタロック	
				K.1	K.1 一般事項	
				K.1.1	<p>K.1.1 一般要求事項</p> <p>安全インタロックは、一般人に対して、カバー、ドアなどを開ける前にクラス2エネルギー源及びクラス3エネルギー源を取り除き、クラス1エネルギー源になった部分だけがアクセス可能になるように設計しなければならない。</p>	
				附属書L	附属書L 遮断デバイス	
				L.1	<p>L.1 一般要求事項</p> <p>遮断デバイスは、主電源から機器を遮断するために備えなければならない。</p>	
				L.2	<p>L.2 恒久接続形機器</p> <p>恒久接続形機器には、機器内に遮断デバイスを組み込まなければならない。</p>	
				L.4	L.4 単相機器	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				L.5	<p>単相機器の場合、遮断デバイスは、同時に両極を遮断しなければならない。</p> <p>L.5 三相機器</p> <p>三相機器の場合、遮断デバイスは、電源の全ての相導体を同時に遮断しなければならない。</p>	
				付属書M	<p>付属書M 電池を含んだ機器、及びその保護回路</p>	
				M.3	<p>M.3 機器に含まれる電池の保護回路</p>	
				M.3.1	<p>M.3.1 要求事項</p> <p>機器に含まれる電池が電池の内部に保護回路を組み込んでいない場合は、電池に対する機器内の保護回路又は構造は、次のように設計しなければならない。</p> <p>— セーフガードは、通常動作状態、異常動作状態、単一故障状態、設置状態及び移動状態において有効である。</p>	
				M.6	<p>M.6 回路短絡に対するセーフガード</p>	
				M.6.1	<p>M.6.1 要求事項</p> <p>外部故障に対処するため、電池端子からの主接続は、次のいずれかでなければならない。</p> <p>— 規定の状態を引き起こす全ての偶発的な回路短絡を防止するために、適切な過電流保護デバイスを備える。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.3 4.3.2          箇条5 5.7 5.7.7  5.7.7.1	箇条4 一般要求事項 4.3 エネルギー源に対する保護 4.3.2 一般人の保護のためのセーフガード 一般人がサービスする場合、基礎セーフガードを取り外すか又は無効にすることが必要なときは、基礎セーフガードを取り外すか又は無効にする前に、一般人に指示が見えるような位置に、規定の指示セーフガードを備えなければならない。 この指示セーフガードは、次の全てを含めなければならない。 － クラス2エネルギー源の部分及び位置の明示 － そのエネルギー源から人を保護する行為の指定 － 基礎セーフガードを復帰する又は元に戻すための行為の指定 箇条5 電氣的要因による傷害 5.7 予想接触電圧、タッチカレント及び保護導体電流 5.7.7 外部回路を伴う場合の予想接触電圧及びタッチカレント 5.7.7.1 同軸ケーブルからのタッチカレント 機器を同軸ケーブルで外部回路に接続したとき、その接続によって危険が生じる可能性がある場合、製造業者	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				簡条7 7.3 7.4 7.5 簡条8 8.10 8.10.2	<p>は、規定のIECに従って、同軸ケーブルのシールドを建造物の接地に接続するための説明書を提供しなければならない。</p> <p>簡条7 有害物質による傷害</p> <p>7.3 オゾンへのばく露</p> <p>オゾンを発生する機器は、設置指示書及び説明書に、オゾンの濃度を確実に安全な値に制限する警告を記載しなければならない。</p> <p>7.4 個人用セーフガード又は個人用防護具（PPE）の使用</p> <p>化学物質の収納容器などのセーフガードが現実的でない場合、個人用セーフガード及びその使用方法を機器に附属する説明書に明記しなければならない。</p> <p>7.5 指示セーフガード及び説明文の使用</p> <p>有害物質が傷害の要因となる可能性がある場合、規定の指示セーフガード及び説明文を、規定の要求事項に従って機器に備えなければならない。</p> <p>簡条8 機械的要因による傷害</p> <p>8.10 カート、スタンド及び類似の運搬装置</p> <p>8.10.2 表示及び説明書</p> <p>製造業者が特定の機器とともに用いることを指定してい</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.11 8.11.3 8.11.3.1 附属書F F.4	<p>るが、その機器とは別にこん（梱）包して出荷するカート、スタンド又は類似の運搬装置は、規定の指示セーフガードを備えなければならない。</p> <p>8.11 スライドレール取付機器（SRME）の取付手段</p> <p>8.11.3 機械的強度試験</p> <p>8.11.3.1 下向き力試験</p> <p>棚には、棚に載せることができる最大質量を表示しなければならない。</p> <p>附属書F 機器の表示、説明書及び指示セーフガード</p> <p>F.4 説明書</p> <p>この規格で要求する安全性に関する情報は、設置指示書又は使用開始に当たっての説明書に記載しなければならない。これらの情報は、機器の設置及び使用開始の前に利用可能でなければならない。</p>	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.6 5.6.5 5.6.5.2	箇条5 電氣的要因による傷害 5.6 保護導体 5.6.5 保護導体用端子 5.6.5.2 腐食 主保護接地端子、保護ボンディング端子及びこれらの接続部と接触している導電部は、規定の要求事項に従って、全ての二つの異種金属間の電位差が規定の値以下に	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				簡条7 7.2 簡条8 8.5 8.5.4 8.5.4.2 8.5.4.2.4 簡条10 10.4	<p>なるように選択しなければならない。</p> <p>簡条7 有害物質による傷害</p> <p>7.2 有害物質へのばく露の減少</p> <p>有害物質へのばく露は、減少させなければならない。有害物質へのばく露の減少は、有害物質の収納容器を用いて制限しなければならない。収納容器は、十分な堅ろう性をもち、製品寿命を通して収納物による損傷又は劣化を起こしてはならない。</p> <p>簡条8 機械的要因による傷害</p> <p>8.5 運動部分に対するセーフガード</p> <p>8.5.4 運動部分をもつ特別な種類の機器</p> <p>8.5.4.2 MS3部分のワークセルをもつ機器</p> <p>8.5.4.2.4 耐久性要求事項</p> <p>規定の試験後、次の判定を行う。</p> <p>— 機械的機能確認及び目視検査を行う。機械式移動停止及び電気機械式スイッチは意図したとおりに作動しなければならない。機械的な完全性の喪失の兆候があつてはならない。全ての安全関連機能は正常に作動しなければならない。</p> <p>簡条10 放射</p> <p>10.4 ランプ及びランプシステム (LEDタイプを含む) か</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				10.4.2	らの光放射に対するセーフガード 10.4.2 エンクロージャへの要求 機器内のランプからの紫外放射にさらされる材料であつて、セーフガードとして構成しているものは、機器の寿命が来るまでの間、セーフガードの機能が有効に働くだけの十分な耐性をもたなければならない。	
				附属書K	附属書K 安全インタロック	
				K.6	K.6 機械的に動作する安全インタロック	
				K.6.1	K.6.1 耐久性要求事項 機械的及び電気機械的な安全インタロックシステムの運動している機械的部分は、適切な耐久性をもたなければならない。	
				K.7	K.7 安全インタロック回路の分離	
				K.7.3	K.7.3 耐久性試験 規程の試験後、安全インタロックシステムは、スイッチ又はリレーを含め、機能しなければならない。	
				附属書Y	附属書Y 屋外エンクロージャの構造要求	
				Y.1	Y.1 一般要求事項 意図した使用条件を考慮し、適切な材料を用いることによつて又は露出した表面に施す保護コーティングによつて、腐食に対する保護を備えなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					機能的に屋外エンクロージャの一部となるダイヤル、コネクタなどの部分は、屋外エンクロージャと同じ外部環境からの保護要求事項に適合しなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.8 4.8.3  箇条8 8.5 8.5.4 8.5.4.3  8.5.4.3.2  附属書F F.3 F.3.7	箇条4 一般要求事項 4.8 コイン（ボタン）電池を含む機器 4.8.3 構造 電池収納部に扉又はカバーを備えた機器は、次のいずれかの手法によって、子供が電池を取り外す可能性を減らす設計を施さなければならない。 箇条8 機械的要因による傷害 8.5 運動部分に対するセーフガード 8.5.4 運動部分をもつ特別な種類の機器 8.5.4.3 メディアを破砕するための電気機械式デバイスをもつ機器 8.5.4.3.2 運動部分に対する指示セーフガード 子供が居る可能性がある場所に設置する機器の場合、指示セーフガードは、理解しやすい用語を用いて、規定に従って備えなければならない。 附属書F 機器の表示、説明書及び指示セーフガード F.3 機器の表示 F.3.7 機器のIP等級表示	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				F.4	<p>IPX0 外の等級に分類することを意図した機器の場合、機器は規定のJISに基づく水の浸入に対する保護等級に規定するIP等級を表示しなければならない。</p> <p>F.4 説明書</p> <p>子供がいないと想定可能な場所で用いられ、かつ、規定の図の関節のあるテストプローブを用いて評価する機器の場合、次の文章又はこれと同等の文章を使用者への説明書に記載しなければならない。</p> <p>－ この機器は子供が居る可能性がある場所での使用には適していません。</p>	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1 4.1.2  箇条5	箇条4 一般要求事項 4.1 一般事項 4.1.2 コンポーネントの使用 コンポーネント又はコンポーネントの特性がセーフガード又はセーフガードの一部になる場合、このコンポーネントは、この規格の要求事項に適合するか又は要求事項の箇条に規定がある場合は、関連するJIS若しくはIEC規格のコンポーネント規格の安全性に関わる要求事項に適合するか、又はこれらと同等以上の性能をもたなければならない。 箇条5 電氣的要因による傷害	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.4 5.4.1 5.4.1.2  箇条8 8.10 8.10.6	5.4 絶縁材料及び要求事項  5.4.1 一般事項 5.4.1.2 絶縁材料の特性 絶縁材料の選択及び適用に当たっては、規定の耐電圧、機械的強度、寸法、動作電圧の周波数及びその他の動作環境の特性の必要性を考慮しなければならない。  箇条8 機械的要因による傷害  8.10 カート、スタンド及び類似の運搬装置 8.10.6 熱可塑性の温度安定性 熱可塑性材料を構造に用いる機器、カート、スタンド又は類似の運搬装置は、規定の試験を行った後でも、熱可塑性材料の収縮、反り又は他のひずみがあってはならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条4 4.9  附属書G	箇条4 一般要求事項  4.9 導電物が混入することによる火災又は感電の可能性 機器外部又は機器の別の部分から導電物が混入することによって、PS3及びVES3の回路内での橋絡、又はES3回路とアクセス可能な非接地導電部との間の橋絡が起こる可能性がある場合、PS3及びVES3回路よりも上方にある上面及び側面の開口は、規定の条件でなければならない。  附属書G コンポーネント	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				G.7	G.7 主電源コード	
				G.7.6	G.7.6 電源配線用スペース	
				G.7.6.1	G.7.6.1 一般要求事項 恒久接続用又は一般用非着脱式電源コード接続用として、機器の内側又は機器の一部に設けた電源配線用スペースは、次のように設計しなければならない。 － 導体を容易に引き込むことができ、かつ、容易に接続することができる。 － 導体の絶縁していない端がその端子から抜け出すおそれがないようになっているか、又は抜け出しても次のいずれの部分にも接触することがない。 ・ 保護導体に接続していないアクセス可能な導電部 ・ 手持形機器のアクセス可能な導電部	
				G.7.6.2	G.7.6.2 より線	
				G.7.6.2.1	G.7.6.2.1 要求事項 端子は、可とう電線を固定するときに素線の1本が抜け出しても、その素線と次に示すものとの間に偶然的接触が生じないように配置するか、保護するか、又は絶縁しなければならない。 － アクセス可能な導電部 － 付加絶縁だけによってアクセス可能な導電部から分	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書L L.3  附属書M M.10	離れた接地していない導電部 附属書L 遮断デバイス L.3 充電部が残存する部分 機器の内部に設けた遮断デバイスのスイッチを切っても通電状態のままになっている電源側の部分は、熟練者が偶然に接触するリスクが少なくなるように防護しなければならない。 附属書M 電池を含んだ機器、及びその保護回路 M.10 合理的に予見可能な誤使用を防止するための説明書 機器に内蔵する電池、及び附属コンポーネントを伴う電池は、全ての合理的に予見可能な状態を考慮した上で、感電又は火災に対するセーフガードの故障が起きにくい構造でなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1  5.6 5.6.2	箇条5 電氣的要因による傷害 5.1 一般事項 機器は、人体を流れる電流による痛みの影響及び傷害の可能性を減少させるために、この箇条に規定するセーフガードを備えなければならない。 5.6 保護導体 5.6.2 保護導体への要求事項	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.6.2.1	5.6.2.1 一般要求事項 保護導体には、スイッチ、電流制限デバイス又は過電流保護デバイスを含んではならない。 保護導体の電流容量は、単一故障状態の下で故障電流が通電している間、十分でなければならない。	
				附属書G	附属書G コンポーネント	
				G.7	G.7 主電源コード	
				G.7.1	G.7.1 一般事項 保護接地をもつタイプAプラグ接続形機器又はタイプBプラグ接続形機器の場合、主電源コードに保護接地導体を含めなければならない。ただし、別途保護接地導体を備えるクラス0I機器の場合、主電源コードには、保護接地導体を備える必要はない。その他の機器の場合、保護接地導体のない主電源コードを供給する場合は、保護接地導体ケーブルも供給しなければならない。	
				G.7.3	G.7.3 非着脱式電源コードに対するコード留め及びストレインリリーフ	
				G.7.3.2	G.7.3.2 コードストレインリリーフ	
				G.7.3.2.2	G.7.3.2.2 ストレインリリーフ機構の故障 基礎セーフガードが故障したとき、非着脱式電源コード又はケーブルの接続点に張力が伝わる場合、付加セーフ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ガードとして、接地接続点に最後に張力が加わる構造でなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.4 5.4.1 5.4.1.4 5.4.1.4.1 5.4.2 5.4.2.1 5.4.3 5.4.3.1	箇条5 電気的要因による傷害 5.4 絶縁材料及び要求事項 5.4.1 一般事項 5.4.1.4 材料、コンポーネント及びシステムに対する最大動作温度 5.4.1.4.1 要求事項 通常動作状態の下で、絶縁材料の温度は、コンポーネントの絶縁材料を含むEISの温度限度値、規定の絶縁システムの最高温度限度値を超えてはならない。 5.4.2 空間距離 5.4.2.1 一般要求事項 空間距離は、次の原因による絶縁破壊の可能性を減少させる寸法でなければならない。 ー 短時間過電圧 ー 機器に流入する可能性がある過渡電圧 ー 機器内で発生する反復ピーク電圧及びその電圧の周波数 5.4.3 沿面距離 5.4.3.1 一般事項	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.4.12 5.4.12.1  附属書K K.7 K.7.1	<p>沿面距離は、該当する実効値動作電圧、汚損度及び材料グループに対して、フラッシュオーバー又は絶縁破壊が生じないような寸法でなければならない。</p> <p>5.4.12 絶縁液体</p> <p>5.4.12.1 一般要求事項</p> <p>絶縁液体は、機器に侵入する過渡電圧を含む過電圧及び機器内で発生する可能性があるピーク電圧によって、絶縁破壊が生じてはならない。</p> <p>附属書K 安全インタロック</p> <p>K.7 安全インタロック回路の分離</p> <p>K.7.1 接点間ギャップ及びインタロック回路の要素の分離距離</p> <p>接点間ギャップ及びインタロック回路の要素の分離距離は、次の該当する要求事項に適合しなければならない。</p> <p>c) スイッチ又はリレーが主電源から分離した回路にあって、クラス3エネルギー源を分離する場合は、接点ギャップの分離距離は強化絶縁に対する最小空間距離以上でなければならない。</p>	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.9	箇条4 一般要求事項 4.9 導電物が混入することによる火災又は感電の可能性 機器外部又は機器の別の部分から導電物が混入すること	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		<p>箇条6</p> <p>6.1</p> <p>6.2</p> <p>6.2.1</p> <p>6.3</p> <p>6.3.1</p>	<p>によって、PS3及びES3の回路内での橋絡、又はES3回路とアクセス可能な非接地導電部との間の橋絡が起こる可能性がある場合、PS3及びES3回路よりも上方にある上面及び側面の開口は、規定の条件でなければならない。</p> <p>箇条6 電氣的要因による火災</p> <p>6.1 一般事項</p> <p>機器は、機器内部から発生する電氣的要因による火災が原因で起こる傷害又は物損の可能性を減少させるため、この箇条に規定するセーフガードを備えなければならない。</p> <p>6.2 電力源 (PS) 及び潜在的発火源 (PIS) の分類</p> <p>6.2.1 一般事項</p> <p>各回路の電力源は、その分類によって、発火の可能性を減少させるため、又は機器外部への炎の拡散の可能性を減少させるため、一つ以上のセーフガードがなければならない。</p> <p>6.3 通常動作状態及び異常動作状態における火災に対するセーフガード</p> <p>6.3.1 要求事項</p> <p>通常動作状態及び異常動作状態の下で、次の全ての条件を満たす基礎セーフガードがなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書G G.5 G.5.3 G.5.3.3 G5.3.3.2  G.5.4 G.5.4.5 G.5.4.5.3  G.8 G.8.2 G.8.2.2	ー 発火が発生しない。 ー 機器のいかなる部分も規定の温度に達しない。 附属書G コンポーネント G.5 巻線コンポーネント G.5.3 変圧器 G.5.3.3 変圧器の過負荷試験 G.5.3.3.2 適合性 規定の試験中、変圧器は発火又は金属の溶融を生じてはならない。 G.5.4 モーター G.5.4.5 直流モーターに対する過負荷運転試験 G.5.4.5.3 代替試験方法 規定の試験中、モーターは発火、又は金属の溶融を生じてはならない。チーズクロス又は包装用ティッシュは、焦げたり、着火したりしてはならない。 G.8 バリスタ G.8.2 火災に対するセーフガード G.8.2.2 バリスタ過負荷試験 この試験中及び試験後に、火災のリスクがあってはならない。さらに、機器セーフガードは、評価中のバリスタを除き、有効でなければならない。	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書M M.4 M.4.3 M.4.4 M.4.4.6 M.10	附属書M 電池を含んだ機器、及びその保護回路 M.4 可搬形リチウム二次電池を含む機器に対する追加セーフガード M.4.3 防火用エンクロージャ リチウム二次電池は、規定の防火用エンクロージャを備えなければならない。 M.4.4 リチウム二次電池を含む機器の落下試験 M.4.4.6 適合性 規定の試験中、爆発又は火災を封じ込める適切なセーフガードがない限り、火災又は爆発が起きてはならない。 電池の開放弁が作動した場合、電解液の漏出によってセーフガードが無効になってはならない。 M.10 合理的に予見可能な誤使用を防止するための説明書 機器に内蔵する電池、及び附属コンポーネントを伴う電池は、全ての合理的に予見可能な状態を考慮した上で、感電又は火災に対するセーフガードの故障が起きにくい構造でなければならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1	箇条9 熱エネルギーによる熱傷 9.1 一般事項 熱傷によって生じる痛み及び傷害の可能性を減少させる	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		9.3 9.3.1	ため、アクセス可能部分を分類し、必要に応じて、この箇条に規定するセーフガードを備えなければならない。 9.3 接触温度限度値 9.3.1 要求事項 アクセス可能部分の接触温度は、規定の温度に適合しなければならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.1 8.3 8.5 8.5.4 8.5.4.3 8.5.4.3.1	箇条8 機械的要因による傷害 8.1 一般事項 機器は、機械的危険源のばく露による傷害の可能性を減少させるため、規定のセーフガードを備えなければならない。 8.3 機械的エネルギー源に対するセーフガード 教育を受けた人が明白に認識できないMS2、又は熟練者が明白に認識できないMS3に対しては、指示セーフガードを備えなければならない。 8.5 運動部分に対するセーフガード 8.5.4 運動部分をもつ特別な種類の機器 8.5.4.3 メディアを破砕するための電気機械式デバイスをもつ機器 8.5.4.3.1 一般要求事項 MS3の運動部分が、該当する関節のあるテストプロー	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.10 8.10.1 附属書G G.15 G.15.1 附属書M M.7 M.7.1	<p>ブ、及び規定のプロープによって、アクセス可能にならないように、機器にセーフガードを備えなければならない。</p> <p>8.10 カート、スタンド及び類似の運搬装置</p> <p>8.10.1 一般事項</p> <p>機器は、カート、スタンド又は類似の運搬装置を取り付けた状態で、安定していなければならない。</p> <p>附属書G コンポーネント</p> <p>G.15 加圧した液体充填コンポーネント (LFC)</p> <p>G.15.1 要求事項</p> <p>機器の内部で用いるLFCは、規定の要求事項に適合しなければならない。</p> <p>附属書M 電池を含んだ機器、及びその保護回路</p> <p>M.7 鉛蓄電池及びNiCd蓄電池からの爆発のリスク</p> <p>M.7.1 爆発性ガスの濃縮を防止する換気</p> <p>機器の内部にある電池から放出されるガスが密閉した機器内の空間に滞留する可能性がある場合、空気流、換気又は電池の構造は、機器内の気体濃度が爆発限界濃度に達しないようになっていなければならない。</p>	
第十一 条第 2 項	機械的危険源 による危害の	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によ	■該当 □非該当	箇条4 4.4	箇条4 一般要求事項 4.4 セーフガード	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	防止	って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		4.4.3 4.4.3.1  箇条8 8.5 8.5.5 8.5.5.1  8.10 8.10.3	4.4.3 セーフガードの堅ろう性 4.4.3.1 一般事項 一般人又は教育を受けた人が固体セーフガードにアクセス可能な場合、このセーフガードは規定の関連の堅ろう性試験に合格しなければならない。 箇条8 機械的要因による傷害 8.5 運動部分に対するセーフガード 8.5.5 高圧ランプ 8.5.5.1 一般事項 規定に従ってMS3とみなした高圧ランプの爆発を封じ込める機構は、通常使用時又はランプ組立品の交換時において適切に一般人又は教育を受けた人の傷害の可能性を減少させるために、十分な強度をもたなければならない。 8.10 カート、スタンド及び類似の運搬装置 8.10.3 カート、スタンド又は類似の運搬装置の荷重試験及び適合性 カート、スタンド又は類似の運搬装置は、子供がアクセス可能な、全てのつか（掴）むことができる部分又は作用点に規定の力を加えたとき、傷害の要因となる可能性がある恒久的な変形又は損傷が生じないような構造でな	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.11	なければならない。 8.11 スライドレール取付機器 (SRME) の取付手段	
				8.11.2	8.11.2 要求事項 スライドレールは、SRMEを保持しなければならず、取付手段から意図せず機器が滑り落ちること防ぐための終端止めを備えなければならない。	
				8.12	8.12 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナ 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナは、終端部に規定の長さ以上のボタン又はボールを備えなければならない。 アンテナ終端部及び伸縮式アンテナの構成部品は、外れないような方法で固定しなければならない。	
				附属書G	附属書G コンポーネント	
				G.4	G.4 コネクタ	
				G.4.2	G.4.2 主電源コネクタ (主電源プラグ及びコンセントを含む) コネクタを抜き差しするとき、機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。	
				附属書U	附属書U CRTの機械的強度及び爆縮の影響に対する保護	
				U.1	U.1 一般事項 表示面の最大寸法が規定の値を超えるCRTは、爆縮及び	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書Y Y.4 Y.4.6  Y.6 Y.6.1	<p>機械的衝撃に対してそれ自体で保護するか、又は機器のエンクロージャがCRTの爆縮の影響に対して十分な保護を備えていなければならない。</p> <p>附属書Y 屋外エンクロージャの構造要求</p> <p>Y.4 ガasket</p> <p>Y.4.6 固定手段</p> <p>ガasketは、接着剤又は機械的手段で固定しなければならない。接合部を開くときに、ガasket及びその固定手段に損傷があつてはならない。</p> <p>Y.6 エンクロージャの機械的強度</p> <p>Y.6.1 一般事項</p> <p>屋外エンクロージャ及び屋外機器は、適切な機械的強度を備え、製造業者が意図する周囲温度範囲にわたって、機器内のクラス3エネルギー源へのアクセスに対する保護を備えなければならない。</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.4 5.4.12 5.4.12.4	<p>箇条5 電氣的要因による傷害</p> <p>5.4 絶縁材料及び要求事項</p> <p>5.4.12 絶縁液体</p> <p>5.4.12.4 絶縁液体の容器</p> <p>絶縁液体の容器は、密封構造部分がある場合、圧力開放手段を備えなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条7	箇条7 有害物質による傷害	
				7.1	7.1 一般事項 機器は、有害物質へのばく露による傷害の可能性を減少させるため、この箇条に規定するセーフガードを備えなければならない。	
				7.2	7.2 有害物質へのばく露の減少 有害物質へのばく露は、減少させなければならない。有害物質へのばく露の減少は、有害物質の収納容器を用いて制限しなければならない。収納容器は、十分な堅ろう性をもち、製品寿命を通して収納物による損傷又は劣化を起こしてはならない。	
				附属書M	附属書M 電池を含んだ機器、及びその保護回路	
				M.3	M.3 機器に含まれる電池の保護回路	
				M.3.3	M.3.3 適合性 規定の試験を行った結果、次のいずれの状態も生じてはならない。 － 電池の被覆の亀裂、破損又は破裂による、セーフガードに悪影響を与えるような化学物質の漏えい	
				M.9	M.9 電解液の漏出の防止	
				M.9.1	M.9.1 電解液の漏出からの保護 機器は、電池から、皮膚、目などの人体、セーフガード	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第1部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					又は建物への悪影響を与える可能性がある電解液の漏出が起きない構造でなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1 10.3 10.4 10.4.1 10.5 10.5.1	箇条10 放射 10.1 一般事項 機器は、光エネルギー、X線及び音響のエネルギーによって生じる痛み及び傷害の可能性を減少させるため、この箇条に規定するセーフガードを備えなければならない。 10.3 レーザ放射に対するセーフガード レーザを備えた機器は、規定の要求事項に適合しなければならない。 10.4 ランプ及びランプシステム（LEDタイプを含む）からの光放射に対するセーフガード 10.4.1 一般要求事項 光を放射する機器は、規定の要求事項に適合しなければならない。 10.5 X線に対するセーフガード 10.5.1 一般要求事項 機器から放出するX線は、通常動作状態、異常動作状態及び単一故障状態の下でRS1を超えてはならない。 RS2及びRS3と全ての人との間には、機器セーフガード	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				10.6 10.6.5	を備えなければならない。 10.6 音響 (acoustic) エネルギー源に対するセーフガード 10.6.5 人の保護 電源のスイッチをオフしたとき、出力レベルは、自動的にRS1以下の出力レベルに戻らなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1 4.1.3	箇条4 一般要求事項 4.1 一般事項 4.1.3 機器の設計及び構造 機器は、規定の通常動作状態、異常動作状態、及び単一故障状態の下で、傷害、又は火災における物損の可能性を減少させるためのセーフガードを備えるように設計し、構成しなければならない。	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1 4.1.3  箇条K	箇条4 一般要求事項 4.1 一般事項 4.1.3 機器の設計及び構造 機器は、規定の通常動作状態、規異常動作状態、及び単一故障状態の下で、傷害、又は火災における物損の可能性を減少させるためのセーフガードを備えるように設計し、構成しなければならない。 附属書K 安全インタロック	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				K.4	K.4 インタロックセーフガードの解除 安全インタロックは、熟練者が解除する場合がある。安全インタロックの解除システムは、次に適合しなければならない。 － 動作させるために意図的な操作が必要となる。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.5 8.5.1  8.5.4 8.5.4.2 8.5.4.2.1  附属書Q Q.1 Q.1.1	箇条8 機械的要因による傷害 8.5 運動部分に対するセーフガード 8.5.1 要求事項 機器の運動部分による傷害の可能性を減少させるためのセーフガードは、次による。 8.5.4 運動部分をもつ特別な種類の機器 8.5.4.2 MS3部分のワークセルをもつ機器 8.5.4.2.1 ワークセル内の人の保護 ワークセルへのアクセスを取得及び制御するためには、鍵又は工具が必要であり、ワークセル内のMS3運動部分に電力が供給されている間は、そのワークセルへのアクセスを防がなければならない。 附属書Q 建物配線との相互接続を意図した回路 Q.1 有限電源 Q.1.1 要求事項 有限電源は、次のいずれかでなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 力を、規定の値に適合するように本質的に制限する。</li> <li>－ 規定の作動を備えた装置に対する要求事項に適合する、等</li> </ul>	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書G G.5.4 G.5.4.4 G.5.4.4.2	附属書G.5.4.4 回転子拘束過負荷試験 G.5.4 絶縁材料及び要求事項 G.5.4.4 固体絶縁 G.5.4.4.2 適合性 規定の試験中、次のようなモータへの恒久的な損傷が生じることなく、保護デバイスが確実に作動しなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.6 5.6.2 5.6.2.1  5.6.4 5.6.4.1	箇条5 電氣的要因による傷害 5.6 保護導体 5.6.2 保護導体への要求事項 5.6.2.1 一般要求事項 保護導体には、スイッチ、電流制限デバイス又は過電流保護デバイスを含んではならない。 保護導体の電流容量は、単一故障状態の下で故障電流が通電している間、十分でなければならない。 5.6.4 保護ボンディング導体への要求事項 5.6.4.1 要求事項	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.6.5	保護ボンディング導体は、次のいずれかに適合しなければならない。 － 規定の最小導体寸法 － 機器の定格電流又は回路の保護電流定格のいずれかが25Aを超える場合、等	
				5.6.5.1	5.6.5 保護導体用端子 5.6.5.1 要求事項	
				箇条6	保護接地導体を接続する端子は、規定の最小寸法に適合しなければならない。 箇条6 電氣的要因による火災	
				6.5	6.5 内部及び外部の電線	
				6.5.2	6.5.2 建物配線との相互接続に関する要求事項 配線システムを通して遠隔にある機器に電力供給をする機器は、いかなる外部負荷状態の下においても、過熱によって配線システムに損傷を引き起こさないよう出力電流値を制限しなければならない。	
				6.5.3	6.5.3 コンセントの内部配線 他の機器に主電源を供給するコンセント又は機器用アウトレットの内部配線は、規定の公称断面積以上でなければならない。	
				附属書G	附属書G コンポーネント	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				G.7 G.7.2	G.7 主電源コード G.7.2 断面積 主電源コードは、規定の値以上の断面積の導体をもたなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条5 5.4 5.4.2 5.4.2.1 附属書M M.6 M.6.1	箇条5 電氣的要因による傷害 5.4 絶縁材料及び要求事項 5.4.2 空間距離 5.4.2.1 一般要求事項 空間距離は、次の原因による絶縁破壊の可能性を減少させる寸法でなければならない。 － 短時間過電圧 － 機器に流入する可能性がある過渡電圧 附属書M 電池を含んだ機器、及びその保護回路 M.6 回路短絡に対するセーフガード M.6.1 要求事項 外部故障に対処するため、電池端子からの主接続は、次のいずれかでなければならない。 － 規定の状態を引き起こす全ての偶発的な回路短絡を防止するために、適切な過電流保護デバイスを備える。 － 電池と最初につながる過電流保護デバイスとの間の接続は、回路短絡が起こりにくい構造でなければなら	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ず、かつ、回路短絡中に受ける電磁力に耐えるように設計しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55032 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.6 5.6.2 5.6.2.2  附属書F F.1  F.3 F.3.1  F.3.3	箇条5 電氣的要因による傷害 5.6 保護導体 5.6.2 保護導体への要求事項 5.6.2.2 絶縁物の色 保護接地導体の絶縁物は、緑と黄との組合せでなければならない。 附属書F 機器の表示、説明書及び指示セーフガード F.1 一般事項 記号を用いない場合には、安全に関係する機器の表示、説明書及び指示セーフガードは、日本語を用いなければならない。 F.3 機器の表示 F.3.1 機器の表示位置 一般的に、機器の表示は、対象となる部分、又は領域の近傍若しくは隣接して表示しなければならない。 F.3.3 機器の定格表示	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				F.3.3.4	F.3.3.4 定格電圧 機器の定格電圧は、機器上に表示しなければならない。 電圧の定格表示は、供給電圧の種類を表示の直前になければならない。	
				F.3.3.5	F.3.3.5 定格周波数 機器の定格周波数は、機器上に表示しなければならない。	
				F.3.5	F.3.5 端子及び操作デバイスの表示	
				F.3.5.1	F.3.5.1 主電源コンセント及び機器用アウトレットの表示 機器が主電源用の機器用アウトレットを備えている場合、機器用アウトレットの定格電圧及び製造業者が割り当てた電流又は電力を、機器用アウトレットの近傍に表示しなければならない。	
				F.3.5.3	F.3.5.3 交換ヒューズの識別及び定格表示 ヒューズが一般人又は教育を受けた人によって交換可能な場合、適切な交換ヒューズの識別をヒューズホルダの近傍に表示しなければならない。	
				F.3.9	F.3.9 表示の耐久性、視認性及び恒久性 一般的に、機器上に要求する全ての表示は、耐久性及び視認性があり、かつ、通常の照明環境の下で容易に識別できなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				F.3.10 F.3.10.4  附属書G G.3 G.3.5  G.3.5.1	F.3.10 表示の恒久性試験  F.3.10.4 適合性 規定の試験を行った後、表示が判読できなければならない。表示が分離可能なラベル上にある場合、そのラベルは、反りが生じてはならず、かつ、手で剥がすことができなければならない。  附属書G コンポーネント  G.3 保護デバイス  G.3.5 G.3.1～G.3.4に該当しないセーフガードコンポーネント  G.3.5.1 要求事項 ヒューズなどの復帰できない保護デバイスの場合は、規定の要求事項に従って表示しなければならない。	
第二十 条第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	
第二十条第 3 号	表示等（長期使用製品安全	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1:2021 及び追補 1:2022

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	(電気洗濯機と一体となっているもの限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第 4 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	■該当 □非該当	附属書F F.3 F.3.8A	附属書F 機器の表示、説明書及び指示セーフガード F.3 機器の表示 F.3.8A CRTテレビジョンの経年劣化による注意喚起表示 CRTテレビジョンには、次の事項を表示しなければならない。 － 製造年 － 次の文章又はこれと同等の文章、等 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。	